

経営者が必ず知っておきたい『労務対策シリーズセミナー』

① 問題社員対応3つのポイント

退職勧奨

解雇

懲戒権の行使

② ハラスメント対策 徹底解説 セミナー

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

社内のハラスメントを失くし、人材の定着を図りたい

協調性がない、能力が低い等への問題社員対応にとっても困っている・・・

問題社員に適切に対応できなくて、優秀な社員がやめてしまう

問題社員を解雇もしくは退社してもらうためのステップを知りたい

第1回テーマ 問題社員対応3つのポイント

オンライン 2021年 11月17・18・19・22日
全日 10:00～11:30 Web会議システム「Zoom」

第2回テーマ ハラスメント対策 徹底解説

オンライン 2022年 1月19・24日
全日 10:00～11:30 Web会議システム「Zoom」

参加費用
無料!



- ・オンラインセミナーは、Web会議システム『Zoom』を使用して実施します。ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。
- ・①セミナーは2021年4月15・21日「問題社員対応3つのポイント」と、②セミナーは2021年2月16・24日「ハラスメント対策」と同内容となっています。

講師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫



【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会、群馬県社会保険労務士会 太田支部、栃木県社会保険労務士会 県南支部 他多数
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/>

くんまちゃん
2021-100156



人手不足が深刻化している昨今、経営者は大切な人材を守るため、社員との紛争をできるだけ避けたいところですが、会社と社員との労務紛争の件数は高止まりしているのが現実です。近年の労務紛争では、ハラスメントをしたり業務命令に従わないなどの問題社員に対し、退職勧奨や解雇したところ、退職後に残業代請求や不当解雇に関する訴訟を起こされるケースが増えています。解雇無効の裁判に持ち込まれた場合、雇用者側が大変な金銭的負担を抱えてしまうことも少なくありません。もし問題社員を抱えていても、安易に「解雇」という手段に飛びつくことは賢明ではありません。また、問題社員と一口に言っても、非協調型や能力不足型などの異なるタイプがあり、それぞれに適切かつ慎重な対応が求められます。今回のセミナーでは、過去の事例を踏まえ、法的紛争が生じる可能性がある社員への適切な対処法、対応する際の法的留意点について詳しくお伝えします。

セミナーの
ポイント

- ▶ 業務命令を聞かない等の問題社員に対する対応の3つの失敗例
- ▶ 問題社員への適切な5つの対応策
- ▶ 間違った解雇の恐るべき結末
- ▶ 雇う側が知っておくべきこと、取り組んでおくべきこと

参加費用
無料!

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます!
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます!
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します!
- ④ 勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります!



- 01 無料法律相談(初回50分)
- 02 就業規則作成アドバイス
- ▼さらに、当セミナーを機に顧問契約をお申込みいただいた企業様を対象に
- 03 無料での社内ハラスメント防止セミナー
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

参加のお申込みは、ウェブ申込フォーム、またはFAXで! FAX:0276-56-4735

【パソコン・スマートフォンから】

上野俊夫法律事務所 セミナー



【FAX用お申し込みフォーム】

<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

貴社名		ご担当者名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
電話番号		FAX	
メールアドレス	必須		
参加ご希望のセミナーに✓をつけてください。			
<input type="checkbox"/> 【11/17】 問題社員対応3つのポイント	<input type="checkbox"/> 【11/19】 問題社員対応3つのポイント		
<input type="checkbox"/> 【11/18】 問題社員対応3つのポイント	<input type="checkbox"/> 【11/22】 問題社員対応3つのポイント		
<input type="checkbox"/> 【1/19】 ハラスメント対策	<input type="checkbox"/> 【1/24】 ハラスメント対策		

お申込み・お問い合わせ先 / 上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/>

※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。